



監査報告書

令和3年5月31日

社会福祉法人翔福社会

理事長 喜屋武 恵子 殿

監事 萩城 清喜 
監事 儀保 和美 

私たち監事は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの令和2年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1、監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告等（事業報告及びその付属明細書）について検討いたしました。さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその付属明細書）及び財産目録について検討いたしました。

2、監査意見

① 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令著しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

② 計算関係書類及び財産目録の監査結果



計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

監査報告書

令和3年5月31日

沖縄市長

桑江 朝千夫 殿

監事 花城 清喜 
監事 儀保 和美 

私たち監事は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの令和2年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1、監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告等（事業報告及びその付属明細書）について検討いたしました。さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその付属明細書）及び財産目録について検討いたしました。

2、監査意見

① 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令著しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

② 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

現況報告書（令和3年4月1日現在）

1. 法人基本情報

(1)都道府県区分 47 沖縄県	(2)市町村区分 211 沖縄市	(3)所轄庁区分 47211	(4)法人番号 1360005002095	(5)法人区分 01 一般法人	(6)活動状況 01 運営中
(7)法人の名称 翔福社会	(8)主たる事務所の住所 沖縄県 沖縄市 泡瀬1-16-9	(9)主たる事務所の電話番号 098-929-3737	(10)主たる事務所のFAX番号 098-929-3762	(11)従たる事務所の有無 2 無	
(12)従たる事務所の住所	(13)法人のホームページURL http://shoufukushikai.com/kariyush/	(14)法人のメールアドレス shoufukushikai@gmail.com	(15)法人の設立認可年月日 平成13年2月1日	(16)法人の設立登記年月日 平成13年3月6日	

2. 当会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員	7	(2)評議員の現員	7	(3-6)評議員全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	25,000
-----------	---	-----------	---	--------------------------------	--------

(3-1)評議員の氏名	(3-2)評議員の任期	(3-3)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-4)他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-5)前会計年度における評議員会への出席回数
金城 敏廣	R2.9.11 ~ 令和4年に開催する定時評議員会まで			1
与那嶺 マサ子	H29.4.1 ~ 令和4年に開催する定時評議員会まで			2
志多伯 洋子	H29.4.1 ~ 令和4年に開催する定時評議員会まで			2
比嘉 定雄	H29.4.1 ~ 令和4年に開催する定時評議員会まで			1
与那嶺 清美	H29.4.1 ~ 令和4年に開催する定時評議員会まで			2
上原 悦子	H29.4.1 ~ 令和4年に開催する定時評議員会まで			1
宮野座 哲	H29.4.1 ~ 令和4年に開催する定時評議員会まで			2

3. 当会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員	6	(2)理事の現員	6	(3-12)理事全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	55,000	2 特例無
----------	---	----------	---	--------------------------------	--------	-------

(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職(注)	(3-3)理事への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業	(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況
	(3-8)理事の任期	(3-9)理事要件の区分別該当状況		(3-10)各理事と親族等特殊関係にある者の有無	(3-11)理事報酬等の支給形態	(3-12)前会計年度における理事会への出席回数
喜屋武 恵子	1 理事長		1 常勤	令和1年6月20日		
	R1.6.20 ~ 令和2年度会計に関する定時評議員会最終の時まで	3 施設の管理者			2 無	2
久高由紀子	3 その他理事		2 非常勤	令和1年6月20日		
	R1.6.20 ~ 令和2年度会計に関する定時評議員会最終の時まで	2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者			2 無	2
志喜屋 英子	3 その他理事		2 非常勤	令和1年6月20日		
	R1.6.20 ~ 令和2年度会計に関する定時評議員会最終の時まで	2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者			2 無	1
喜屋武 央	3 その他理事		1 常勤	令和1年6月20日		
	R1.6.20 ~ 令和2年度会計に関する定時評議員会最終の時まで	3 施設の管理者			2 無	2
津波古 洋子	3 その他理事		2 非常勤	令和1年6月20日		
	R1.6.20 ~ 令和2年度会計に関する定時評議員会最終の時まで	2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者			2 無	2
松島 雅子	3 その他理事		2 非常勤	令和1年6月20日		
	R1.6.20 ~ 令和2年度会計に関する定時評議員会最終の時まで	2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者			2 無	2

(注)「(3-2)理事の役職」のうち、「理事長」とは、社会福祉法45条の13第3項で規定する理事長(会長等の他の役職名を使用している法人がある。)である。「業務執行理事」とは、社会福祉法45条の16第2項第2号で規定する業務執行理事(常務理事等の他の役職名を使用している法人がある。)である。

4. 当会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員	2	(2)監事の現員	2	(3-6)監事全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	30,000
----------	---	----------	---	-------------------------------	--------

(3-1)監事の氏名	(3-2)①監事の職業	(3-2)②監事の所轄庁からの再就職状況	(3-3)監事選任の評議員会議決年月日
	(3-4)監事の任期	(3-5)監事要件の区分別該当状況	(3-7)前会計年度における理事会への出席回数
花城 清喜			
	R1.6.20 ~ 令和2年度会計に関する定時評議員会最終の時まで	6 財務管理に識見を有する者(その他)	3
儀保 和美			
	R1.6.20 ~ 令和2年度会計に関する定時評議員会最終の時まで	3 社会福祉事業に識見を有する者(その他)	3

5. 前会計年度・当会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名（監査法人の場合は監査法人名）	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額（円）	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当会計年度の会計監査人の氏名（監査法人の場合は監査法人名）	(2-2)当会計年度の会計監査人の監査報酬額（円）
------------------------------------	---------------------------	-----------------------------	------------------------------------	---------------------------

6. 当会計年度の初日における職員の状態

(1)法人本部職員の人数					
①常勤専従者の実数	0	②常勤兼務者の実数	2	③非常勤者の実数	0
		常勤換算数		常勤換算数	
(2)施設・事業所職員の人数					
①常勤専従者の実数	16	②常勤兼務者の実数	0	③非常勤者の実数	37
		常勤換算数		常勤換算数	

7. 前会計年度に実施した評議員会の状況

(1)評議員会ごとの評議員会開催年月日	(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数				(3)評議員会ごとの決議事項
	評議員	理事	監事	会計監査人	
令和2年6月22日	7				決議の省略 第1号議案： 令和元年度事業報告について 第2号議案： 今年度決算報告について 第3号議案： 監事監査報告について 第4号議案： 財産目録承認について
令和3年1月13日	7				決議の省略 (1) 令和2年度第1次補正予算（かりゆし・かりゆし諸見・本部） (2) 定款・就業規則・給与規程変更について その他 理事長の職務執行状況報告 評議員退任・選任者報告 予備費流用について
令和3年3月29日	5	2			(1) 令和2年度第2次補正予算（かりゆし・かりゆし諸見） (2) 令和3年度事業計画について (3) 令和3年度当初予算について (4) 理事・監事選任について (5) 指導監査報告について

(4)うち開催を省略した回数 0

8. 前会計年度に実施した理事会の状況

(1)理事会ごとの理事会開催年月日	(2)理事会ごとの理事・監事別の出席者数		(3)理事会ごとの決議事項
	理事	監事	
令和2年6月9日	6	2	(1) 令和元年度事業報告について (2) 令和元年度決算報告について (3) 監事監査報告 (4) 財産目録承認について (5) 定時評議員会開催について
令和2年12月20日	6	2	(1) 令和2年度第1次補正予算 (2) 定款就業規則給与規程の変更について (3) 評議員退任選任の件 (4) 選任解任委員会開催の件 (5) 評議員会招集事項について
令和3年3月18日	4	2	第1号議案 令和2年度第2次補正予算（かりゆし・本部・積見） 第2号議案 令和3年度事業計画について 第3号議案 令和3年度当初予算について 第4号議案 理事・監事任期満了による選任について 第5号議案 前期末資金残高取崩、事務費充当について 第6号議案 指導監査報告について 第7号議案 評議員会の開催について

(4)うち開催を省略した回数 1

9. 前会計年度に実施した監事監査の状況

(1)監事監査を実施した監事の氏名	花城 清喜 儀保 和美
(2)監査報告により求められた改善すべき事項	無
(3)監査報告により求められた改善すべき事項に対する対応	無

10. 前会計年度に実施した会計監査(会計監査人による監査に準ずる監査を含む)の状況

(1)会計監査人による会計監査報告における意見の区分

--

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (1)社会福祉事業の実施状況

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称			②事業所の名称					
		③事業所の所在地					④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月~3月)利用者延べ総数(人/年)
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)									
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積			
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)			
001	かりゆし保育園拠点区分	00000001	本部経理区分			本部サービス区分					
		沖縄県 沖縄市 泡瀬1-16-9					3 自己所有	3 自己所有	平成13年4月1日	0	1,116
		ア 建設費									
		イ 大規模修繕									
001	かりゆし保育園拠点区分	02091201	保育所			かりゆし保育園サービス区分					
		沖縄県 沖縄市 泡瀬1-16-9					3 自己所有	3 自己所有	平成13年4月1日	80	1,116
		ア 建設費									
		イ 大規模修繕									
002	かりゆし諸見保育園拠点区分	02091201	保育所			かりゆし諸見保育園サービス区分					
		沖縄県 沖縄市 諸見里1-32-19					1 行政からの借借財	3 自己所有	平成25年4月1日	80	1,140
		ア 建設費									
		イ 大規模修繕									

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (2)公益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称			②事業所の名称					
		③事業所の所在地					④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月~3月)利用者延べ総数(人/年)
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)									
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積			
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)			

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (3)収益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称			②事業所の名称					
		③事業所の所在地					④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月~3月)利用者延べ総数(人/年)
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)									
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積			
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)			

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (4)備考

--

11-2. 地域における公益的な取組(地域公益事業(再掲)含む)

①取組類型コード分類	②取組の名称	③取組の実施場所(区域)
	④取組内容	
地域における公益的な取組⑨(その他)	フードバンク	本園(沖縄市)
	各家庭より、食品を一人1品運動に取り組み(社会福祉協議会主催)	

1 2. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況

(社会福祉充実残額算定シートを作成するまで編集することはできません)

(1) 社会福祉充実残額等の総額(円)	0
(2) 社会福祉充実計画における計画額(計画期間中の総額)	
①社会福祉事業又は公益事業(社会福祉事業に類する小規模事業)(円)	0
②地域公益事業(円)	0
③公益事業(円)	0
④合計額(①+②+③)(円)	0

(3) 社会福祉充実残額の前年度の投資実績額	
①社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業）（円）	0
②地域公益事業（円）	0
③公益事業（円）	0
④合計額（①+②+③）（円）	0
(4) 社会福祉充実計画の実施期間	~

1 3. 透明性の確保に向けた取組状況

(1)積極的な情報公表への取組

①任意事項の公表の有無

☑事業報告	1 有
☑財産目録	1 有
☑事業計画書	1 有
☑第三者評価結果	3 該当なし
☑苦情処理結果	3 該当なし
☑監事監査結果	1 有
☑附属明細書	1 有

(2)前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況

①事業運営に係る公費（円）	237,025,290
②施設・設備に係る公費（円）	500,000
③国庫補助金等特別独立金取崩累計額（円）	90,725,973

(3)福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について

施設名	直近の受審年度
-----	---------

1 4. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1)会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況

①実施者の区分

②実施者の氏名（法人の場合は法人名）

③職務内容

④費用【年額】（円）

(2)法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況

①所轄庁から求められた改善事項

②実施した改善内容

1 5. その他

退職手当制度の加入状況等（複数回答可）

① 社会福祉施設職員等退職手当共済制度（(独)福祉医療機構）に加入	
② 中小企業退職金共済制度（(独)勤労者退職金共済機構）に加入	
③ 特定退職金共済制度（商工会議所）に加入	
④ 都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入	
⑤ その他の退職手当制度に加入（具体的に：●●●）	
⑥ 法人独自で退職手当制度を整備	
⑦ 退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない	

2020年度決算 事業報告書 I

独立行政法人福祉医療機構 理事長 あて

〒 9042172
法人本部の所在地 沖縄県沖縄市泡瀬1-16-9
 (TEL) 098-929-3737
 (FAX)

法人名 翔福社会 印

代表者氏名 喜屋武 恵子 ※システムで報告される場合、押印は必要ありません。

2020年度事業等の状況を下記のとおり報告し、必要書類一式を別添のとおり提出します。

1-1. 基本情報

内容照会先	担当部署・役職	事務	電話番号	098-929-3737	FAX番号	098-929-3762
	担当者名	フリガナ 漢字	キャン 喜屋武			

1-2. 担保等の変動状況

		変動内容	該当の有無 0無、1有	備考	
変 動 状 況	法 人	(1) 代表者・名称(法人名、施設名等)・住所(法人本部、施設)の変更	0	欄外の[注]を ご参照ください。	
		(2) 組織の吸収・合併、または事業の譲渡等	0		
		(3) 施設等の休・廃止等	0		
	建 物	(1) 融資対象建物の変更(増築・取壊・滅失、所有権の移転・賃借権の設定等)	0		
		(2) その他の建物の変更(取壊・滅失・所有権の移転・賃借権の設定等)	0		
	担保 物件	土地	敷地状況の変更(地上権の設定・賃借権・譲渡、借地を購入等)		0
		第三 者	(1) 担保提供者の変更(相続・売買等)		0
	(2) 担保提供物件の変更(譲渡・地上権の設定・賃貸借等)		0		
	保証人	保証人である理事の変動(交代・死亡等)	0		

1-3. 今後の施設整備について

(1) 今後5か年程度のうちに施設整備の予定はありますか	0:無 1:有	0	
(1)で「有」と回答された方にお伺いします。			
(2)-1 予定されているのはどの施設ですか。最も大きいものをお選びください。			
(2)-2 整備内容について、該当するものをお選びください。			
(2)-3 建築工事の着手は、いつ頃を予定されていますか。該当する年度をお選びください。			
(2)-4 総事業費はどれぐらいを考えていますか。	およそ		※未定の場合は0を入力ください 百万円

1-4. 地域医療構想への取り組み状況(病床を有する法人の方にお伺いします)

地域医療構想を踏まえた病床機能の転換等を図る予定(若しくは図った)はありますか	0	0:無 1:有
---	---	---------

自由記述欄

※決算状況における特殊要因がございましたらご記入下さい。(特に経常利益がマイナスの場合、その要因をご記入ください。)(記載例) 不測の事態、特別な事由により、著しく収益の増減が生じた / 新規事業に着手している / 不採算部門の閉鎖・縮小を行った 等

※当該決算年度において、福祉医療機構以外の金融機関からの借入金について返済方法の変更を行った場合には、金融機関名と変更内容をご記入ください。また、今後実施する可能性がある場合には、福祉医療機構までご連絡ください。

[注] 1. 報告対象となる会計期間末時点の状況をご記入ください。
 2. 上記変動内容について、該当する場合は「1.有」を選択してください。
 3. 注2. の変動内容は、別途手続きが必要となります。手続きに関しては担当部署より確認の連絡を入れさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

顧客コード	31734	社会福祉法人 翔福社会
-------	-------	-------------

2020年度決算 事業報告書Ⅱ(法人(個人)状況票)

2-1. 基本情報

法人番号 ※個人のお客さまは記入不要です。	1360005002095		法人番号は、法人の印鑑証明書や登記簿に記載のある13桁の番号です。 ※個人事業主のお客さまは記入不要です。				
法人番号が不明な場合は、国税庁の「法人番号公表サイト」でご確認ください→ https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/							
内容照会先	法人格・属性	1	1. 社会福祉法人 2. 医療法人 3. 特定非営利活動法人 4. 社団法人(一般・公益)、財団法人(一般・公益) 5. 営利法人(株式会社等) 6. その他の法人 7. 個人事業主				
	担当部署・役職	事務	担当者名	フリガナ	キャン	電話番号	098-929-3737
				漢字	喜屋武	FAX番号	098-929-3762

2-2. 法人(個人)従事者数、事業収益、元金償還額

施設・事業の区分	施設・事業所数	許可病床数 又は定員数	従事者数 (人)
病院			
一般診療所・歯科診療所			
介護保険施設・事業			
老人福祉施設・事業			
有料老人ホーム・サ高住			
認可保育所・認定こども園			
児童福祉施設	2.0	160.0	57.0
障害福祉サービス事業			
その他の施設・事業(本部機能舎)			
計	2.0	160.0	57.0

長期借入金 元金償還額(円) 【通常償還分】
3,068,000

↑
会計期間内の法人全体の借入金返済総額のうち、長期借入金(当機構以外の金融機関からの借入金含む)で、通常償還分の元金返済額を記入してください。
※借換等一括繰り上げ償還に伴う元金返済額は対象外です。

2-3. 2020年度 採用者および退職者の状況

(単位:人)

職種および雇用形態	当年度採用者数		当年度退職者数(勤続年数別)				
	新卒採用	中途採用	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 10年未満	10年以上	定年退職
医師	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
正規職員							
非正規職員							
介護職員	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
正規職員							
非正規職員							
看護職員	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
正規職員							
非正規職員							
保育職員	0.0	1.0	0.0	0.0	2.0	1.0	0.0
正規職員							
非正規職員		1.0			2.0	1.0	
生活支援員	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
正規職員							
非正規職員							
その他の職員	0.0	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
正規職員							
非正規職員		4.0					
計(採用者/退職者)	0.0	5.0	0.0	0.0	2.0	1.0	0.0
正規職員	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
非正規職員	0.0	5.0	0.0	0.0	2.0	1.0	0.0

備考欄

--

児童福祉サービス【保育所・小規模保育事業】施設状況票

J-A

年度	顧客コード	拠点コード	施設票番号
2020	31734	001	001

1. 施設の概要

作成担当者	喜屋武		電話番号	098-929-3737		FAX番号	098-929-3762		
会計期間(西暦)	2020年	4月	1日	~	2021年	3月	31日		
施設名	かりゆし保育園サービス区分								
施設の所在地	〒	904-2172	沖縄県沖縄市泡瀬1-16-9						
施設の開設年月日(西暦)	2001年	4月	1日	※当該施設に係る国の制度開始日以降の日付をご入力ください					
地域区分	8	[1]100分の20地域 [2]100分の16地域 [3]100分の15地域 [4]100分の12地域 [5]100分の10地域 [6]100分の6地域 [7]100分の3地域 [8]その他地域							
年間開所日数	266	/365-366日	←会計期間内の開園日数を入力します。休日保育を実施している場合は、休日保育日数も含みます						
指定管理者の指定	0	※24時間営業の場合は、00:00~23:59と入力してください。							
開所時間	平日	07:30 ~ 19:00	土曜	07:30 ~ 18:00	日曜・祝日	00:00 ~ 00:00			
	うち標準時間	平日	07:30 ~ 18:30	土曜	07:30 ~ 18:00	日曜・祝日	00:00 ~ 00:00		
	うち短時間	平日	09:00 ~ 17:00	土曜	09:00 ~ 17:00	日曜・祝日	00:00 ~ 00:00		
土地所有の状況	1	1 法人所有 2 借地 3 一部借地 4 その他	(公有地を含む)			0 無 1 有	0		
建物の所有状況	1	1 法人所有 2 賃借 3 一部賃借 4 その他	(公設を含む)			0 無 1 有	0		
建物の全面建替状況	0	0 無 1 有	全面建替の竣工時期(西暦)			年	月		

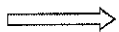
新型コロナウイルス感染症による経営への影響の有無	0 無 1 有	0
--------------------------	------------	---

※経営への影響とは、主に利用者の減少、営業自粛、自治体等からの休業要請などが含まれます。

2. 設置形態

設置形態	1 保育所 2 小規模保育事業	1	1 保育所:児童福祉法に基づく認可保育所(定員20人以上)です 2 小規模保育事業:児童福祉法に基づく小規模保育事業(定員8人以上19人以下)です ※この様式では、認定こども園、認可外保育所、家庭的保育事業、企業主導型保育事業は対象外のため入力不要
------	--------------------	---	--

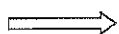
1 保育所を選択の場合



この施設状況票の作成対象	
1	1 本園 2 分園 3 本園(分園含む)

※本園および分園を同一サービス(会計)区分としている場合は、「3 本園(分園含む)」を選択の上、「4.利用状況」以降本園と分園の合計を記入してください。

2 小規模保育事業を選択の場合



類型	他施設との連携状況
1 A型 2 B型 3 C型	1 連携あり 0 連携なし

3. 定員の状況

※会計期間内に複数回の変更があった場合は、直近の変更内容を入力してください。

年度内における定員変更の有無	0	定員変更が「1:有」の場合、右欄に入力→	変更時期(西暦)	年	月
0:無 1:有					

<本園の状況> ※分園の定員は含めないでください。

認可定員(人)	満3歳以上・保育認定(2号認定)		満3歳未満・保育認定(3号認定)		その他※	
	当初(期首)	変更後(期末)	当初(期首)	変更後(期末)	当初(期首)	変更後(期末)
	45	45	35	35		

※定員に2号認定・3号認定の区別がない場合は、「その他」に記入してください。

<分園の状況> ※本園の定員は含めないでください。

分園数	施設					
認可定員(人)	満3歳以上・保育認定(2号認定)		満3歳未満・保育認定(3号認定)		その他※	
	当初(期首)	変更後(期末)	当初(期首)	変更後(期末)	当初(期首)	変更後(期末)

※定員に2号認定・3号認定の区別がない場合は、「その他」に記入してください。

4. 利用状況 ※月別利用者数

(参考)利用率
111.8%

<標準時間(2・3号認定)>

(単位:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
0歳児	6	6	6	7	8	9	9	9	9	9	9	9	96
1、2歳児	31	31	31	31	31	31	31	31	31	30	31	31	371
3歳児	13	13	13	13	13	13	13	13	14	14	14	14	160
4歳以上児	25	25	25	25	25	24	24	22	22	23	24	24	288
計	75	75	75	76	77	77	77	75	76	76	78	78	915
(うち私的契約)													0

<短時間(2・3号認定)>

(単位:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
0歳児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1、2歳児	3	3	3	3	3	3	3	4	4	5	4	4	42
3歳児	6	6	6	6	6	7	7	7	6	6	6	6	75
4歳以上児	3	3	3	3	3	3	3	5	5	4	3	3	41
計	12	12	12	12	12	13	13	16	15	15	13	13	158
(うち私的契約)													0

5. 加算等の状況 ※当年度の算定実績について、「0 無」、「1 有」を選択してください。

処遇改善等加算(Ⅰ)	0 無 1 有	1	処遇改善等加算(Ⅱ)	0 無 1 有	1	所長設置加算	0 無 1 有	1	3歳児配置改善加算	0 無 1 有	1
休日保育加算	0 無 1 有	0	夜間保育加算	0 無 1 有	0	減価償却費加算	0 無 1 有	0	賃借料加算	0 無 1 有	0
チーム保育推進加算	0 無 1 有	1	副食費徴収免除加算	0 無 1 有	1	主任保育士専任加算	0 無 1 有	1	療育支援加算	0 無 1 有	1
事務職員雇上費加算	0 無 1 有	1	冷暖房費加算	0 無 1 有	1	除雪費加算	0 無 1 有	0	降灰除去費加算	0 無 1 有	0
入所児童処遇特別加算	0 無 1 有	1	施設機能強化推進費加算	0 無 1 有	0	小学校接続加算	0 無 1 有	1	栄養管理加算	0 無 1 有	0
第三者評価受審加算	0 無 1 有	0	資格保有者加算	0 無 1 有	0	管理者設置加算	0 無 1 有	0	保育士比率向上加算	0 無 1 有	0
障害児保育加算	0 無 1 有	1									

処遇改善加算(Ⅰ)の基礎分適用 1 1 賃金改善分(キャリアパス要件有) 2 賃金改善分(キャリアパス要件無) 3 基礎分のみ 4 その他

処遇改善加算(Ⅱ)による賃金改善の対象となる職員数

副主任保育士等(原則月額4万円の賃金改善額となる者)	2.0 人
その他の技能・経験を有する職員(月額5千円以上4万円未満の賃金改善額となる者)	4.0 人
職務分野別リレー等(月額5千円の賃金改善額となる者)	3.0 人

6. 従事者の状況 ※会計期間内の10月1日時点の状況を入力してください。

<保育所>

主な職種の内訳	常勤職員 (a)	非常勤職員 の常勤換算 (b)	派遣職員等 の常勤換算 (c)	合計 (a)+(b)+ (c)	主な職種の内訳	常勤職員 (a)	非常勤職員 の常勤換算 (b)	派遣職員等 の常勤換算 (c)	合計 (a)+(b)+ (c)
施設長	1.0			1.0	栄養士				0.0
保育士	6.0	11.5		17.5	調理員		2.0		2.0
保育補助者		1.0		1.0	事務員	1.0			1.0
保健師・看護師	1.0			1.0	その他	1.0	1.0		2.0
					合計	10.0	15.5	0.0	25.5

<小規模保育事業(A型・B型・C型)>

主な職種の内訳	常勤職員 (a)	非常勤職員 の常勤換算 (b)	派遣職員等 の常勤換算 (c)	合計 (a)+(b)+ (c)	主な職種の内訳	常勤職員 (a)	非常勤職員 の常勤換算 (b)	派遣職員等 の常勤換算 (c)	合計 (a)+(b)+ (c)
管理者				0.0	その他職員				0.0
保健師・看護師				0.0	保育従事者(A型・B型のみ)				0.0
栄養士				0.0	家庭的保育者(C型のみ)				0.0
調理員				0.0	家庭的保育補助者(C型のみ)				0.0
事務員				0.0	合計	0.0	0.0	0.0	0.0

<平均勤続年数の状況>

常勤職員の平均勤続年数	13.0 年
-------------	--------

※保育士の状況(勤続年数)

1年未満	1.0 人	6年以上7年未満	1.0 人	12年以上13年未満	2.0 人
1年以上2年未満	1.0 人	7年以上8年未満	2.0 人	13年以上14年未満	1.0 人
2年以上3年未満	2.0 人	8年以上9年未満	1.0 人	14年以上15年未満	人
3年以上4年未満	2.0 人	9年以上10年未満	人	15年以上20年未満	2.0 人
4年以上5年未満	2.0 人	10年以上11年未満	1.0 人	20年以上	0.0 人
5年以上6年未満	人	11年以上12年未満	1.0 人		

7. 委託の状況 ※当年度の委託状況について、「0 無」、「1 有」を選択してください。

給食業務(労務委託)	0 無 1 有	0	給食業務(全面委託)	0 無 1 有	0	清掃	0 無 1 有	0
洗濯	0 無 1 有	0	送迎	0 無 1 有	0	労務委託業務	0 無 1 有	0
会計委託業務	0 無 1 有	1	その他	0 無 1 有	0			

8. 食事の提供状況 ※食事の提供状況について、選択肢より選択してください。

補食の提供	0 無 1 有	1	夕食の提供	0 無 1 有	0
-------	------------	---	-------	------------	---

9. 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

※実施状況の有無について、「0 無」「1 有」を選択してください。

利用者支援事業	0	地域子育て支援拠点事業	0	妊婦健康診査	0
乳児家庭全戸訪問事業	0	養育支援訪問事業	0	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	0
子育て短期支援事業	0	子育て援助活動支援事業	0	一時預かり事業	0
延長保育事業	1	病児保育事業	0	放課後児童クラブ	0
実費徴収に係る補足給付を行う事業	0	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	0		

※すべて補助金が出る事業になります。

※以下の事業につき、実施している場合は利用状況を記入してください。

	年間実施日数	年間延べ利用者数
一時預かり事業	/365・366日	
延長保育事業	266 /365・366日	60
病児保育事業	/365・366日	
放課後児童クラブ	/365・366日	

児童福祉サービス【保育所・小規模保育事業】施設状況票

J-A

年度	顧客コード	拠点コード	施設票番号
2020	31734	002	002

1. 施設の概要

作成担当者	喜屋武 央			電話番号	098-932-8200		FAX番号	098-932-8232					
会計期間(西暦)	2020年	4月	1日	～	2021年	3月	31日						
施設名	かりゆし諸見保育園サービス区分												
施設の所在地	〒	904-0032	沖縄県沖縄市諸見里1-32-19										
施設の開設年月日(西暦)	2013年	4月	1日	※当該施設に係る国の制度開始日以降の日付をご入力ください									
地域区分	8	[1]100分の20地域 [2]100分の16地域 [3]100分の15地域 [4]100分の12地域 [5]100分の10地域 [6]100分の6地域 [7]100分の3地域 [8]その他地域											
年間開所日数	266	/365-366日	←会計期間内の開園日数を入力します。休日保育を実施している場合は、休日保育日数も含まます										
指定管理者の指定	0	※24時間営業の場合は、00:00～23:59と入力してください。											
開所時間	平日	07:30	～	19:00	土曜	07:30	～	18:30	日曜・祝日	00:00	～	00:00	
	うち標準時間	平日	07:30	～	18:30	土曜	07:30	～	18:30	日曜・祝日	00:00	～	00:00
	うち短時間	平日	09:00	～	17:00	土曜	09:00	～	17:00	日曜・祝日	00:00	～	00:00
土地所有の状況	3	1 法人所有	2 借地	3 一部借地	4 その他	(公有地を含む)		0 無	1 有	1			
建物の所有状況	1	1 法人所有	2 賃借	3 一部賃借	4 その他	(公設を含む)		0 無	1 有	0			
建物の全面建替状況	0	0 無	1 有	全面建替の竣工時期(西暦)		2017年	3月						

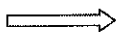
新型コロナウイルス感染症による経営への影響の有無	0 無	1 有	0
--------------------------	-----	-----	---

※経営への影響とは、主に利用者の減少、営業自粛、自治体等からの休業要請などが含まれます。

2. 設置形態

設置形態	1 保育所 2 小規模保育事業	1	1 保育所:児童福祉法に基づく認可保育所(定員20人以上)です 2 小規模保育事業:児童福祉法に基づく小規模保育事業(定員6人以上19人以下)です ※この様式では、認定こども園、認可外保育所、家庭的保育事業、企業主導型保育事業は対象外のため入力不要
------	--------------------	---	--

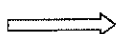
1 保育所を選択の場合



この施設状況票の作成対象	
1	1 本園 2 分園 3 本園(分園含む)

※本園および分園を同一サービス(会計)区分としている場合は、「3 本園(分園含む)」を選択の上、「4.利用状況」以降本園と分園の合計を記入してください。

2 小規模保育事業を選択の場合



類型	他施設との連携状況
1 A型 2 B型 3 C型	1 連携あり 0 連携なし

3. 定員の状況

※会計期間内に複数回の変更があった場合は、直近の変更内容を入力してください。

年度内における定員変更の有無	0 無	1 有	定員変更が「1:有」の場合、右欄に入力→	変更時期(西暦)	年	月
----------------	-----	-----	----------------------	----------	---	---

<本園の状況> ※分園の定員は含めないでください。

認可定員(人)	満3歳以上・保育認定(2号認定)		満3歳未満・保育認定(3号認定)		その他※	
	当初(期首)	変更後(期末)	当初(期首)	変更後(期末)	当初(期首)	変更後(期末)
	45	45	35	35		

※定員に2号認定・3号認定の区別がない場合は、「その他」に記入してください。

<分園の状況> ※本園の定員は含めないでください。

認可定員(人)	満3歳以上・保育認定(2号認定)		満3歳未満・保育認定(3号認定)		その他※	
	当初(期首)	変更後(期末)	当初(期首)	変更後(期末)	当初(期首)	変更後(期末)

※定員に2号認定・3号認定の区別がない場合は、「その他」に記入してください。

4. 利用状況 ※月別利用者数

(参考)利用率
115.1%

<標準時間(2・3号認定)>

(単位:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
0歳児	5	5	4	4	4	4	4	4	4	5	5	5	53
1、2歳児	33	33	33	31	31	31	30	30	29	29	27	27	364
3歳児	18	18	18	18	18	17	17	17	17	18	18	18	212
4歳以上児	27	27	27	26	26	25	25	26	25	25	25	25	309
計	83	83	82	79	79	77	76	77	75	77	75	75	938
(うち私的契約)													0

<短時間(2・3号認定)>

(単位:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
0歳児	1	1	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	19
1、2歳児	3	3	3	5	5	5	6	6	7	7	9	9	68
3歳児	1	1	1	1	1	2	2	2	2	1	1	13	28
4歳以上児	4	3	3	4	4	5	5	4	5	5	5	5	52
計	9	8	9	12	12	14	15	14	16	14	16	28	167
(うち私的契約)													0

5. 加算等の状況 ※当年度の算定実績について、「0 無」、「1 有」を選択してください。

処遇改善等加算(Ⅰ)	0 無 1 有	1	処遇改善等加算(Ⅱ)	0 無 1 有	1	所長設置加算	0 無 1 有	1	3歳児配置改善加算	0 無 1 有	1
休日保育加算	0 無 1 有	0	夜間保育加算	0 無 1 有	0	減価償却費加算	0 無 1 有	0	賃借料加算	0 無 1 有	0
チーム保育推進加算	0 無 1 有	0	副食費徴収免除加算	0 無 1 有	1	主任保育士専任加算	0 無 1 有	1	療育支援加算	0 無 1 有	1
事務職員雇上費加算	0 無 1 有	1	冷暖房費加算	0 無 1 有	1	除雪費加算	0 無 1 有	0	降灰除去費加算	0 無 1 有	0
入所児童処遇特別加算	0 無 1 有	0	施設機能強化推進費加算	0 無 1 有	0	小学校接続加算	0 無 1 有	0	栄養管理加算	0 無 1 有	0
第三者評価受審加算	0 無 1 有	0	資格保有者加算	0 無 1 有	0	管理者設置加算	0 無 1 有	0	保育士比率向上加算	0 無 1 有	0
障害児保育加算	0 無 1 有	1									

処遇改善加算(Ⅰ)の基礎分適用 1 1 賃金改善分(キャリアパス要件有) 2 賃金改善分(キャリアパス要件無) 3 基礎分のみ 4 その他

処遇改善加算(Ⅱ)による賃金改善の対象となる職員数

副主任保育士等(原則月額4万円の賃金改善額となる者)	2.0 人
その他の技能・経験を有する職員(月額5千円以上4万円未満の賃金改善額となる者)	4.0 人
職務分野別リーダー等(月額5千円の賃金改善額となる者)	3.0 人

6. 従事者の状況 ※会計期間内の10月1日時点の状況を入力してください。

<保育所>

主な職種の内訳	常勤職員 (a)	非常勤職員 の常勤換算 (b)	派遣職員等 の常勤換算 (c)	合計 (a)+(b)+ (c)	主な職種の内訳	常勤職員 (a)	非常勤職員 の常勤換算 (b)	派遣職員等 の常勤換算 (c)	合計 (a)+(b)+ (c)
施設長	1.0			1.0	栄養士				0.0
保育士	6.0	7.0		13.0	調理員	1.0	2.0		3.0
保育補助者		3.0		3.0	事務員		1.0		1.0
保健師・看護師		0.5		0.5	その他				0.0
					合計	8.0	13.5	0.0	21.5

<小規模保育事業(A型・B型・C型)>

主な職種の内訳	常勤職員 (a)	非常勤職員 の常勤換算 (b)	派遣職員等 の常勤換算 (c)	合計 (a)+(b)+ (c)	主な職種の内訳	常勤職員 (a)	非常勤職員 の常勤換算 (b)	派遣職員等 の常勤換算 (c)	合計 (a)+(b)+ (c)
管理者				0.0	その他職員				0.0
保健師・看護師				0.0	保育従事者(A型・B型のみ)				0.0
栄養士				0.0	家庭的保育者(C型のみ)				0.0
調理員				0.0	家庭的保育補助者(D型のみ)				0.0
事務員				0.0	合計	0.0	0.0	0.0	0.0

<平均勤続年数の状況>

常勤職員の平均勤続年数	7.0年
-------------	------

※保育士の状況(勤続年数)

1年未満	1.0人	6年以上7年未満	人	12年以上13年未満	1.0人
1年以上2年未満	3.0人	7年以上8年未満	人	13年以上14年未満	人
2年以上3年未満	1.0人	8年以上9年未満	人	14年以上15年未満	人
3年以上4年未満	3.0人	9年以上10年未満	0.5人	15年以上20年未満	3.0人
4年以上5年未満	人	10年以上11年未満	1.0人	20年以上	1.0人
5年以上6年未満	0.5人	11年以上12年未満	人		

7. 委託の状況 ※当年度の委託状況について、「0 無」、「1 有」を選択してください。

給食業務(労務委託)	0 無 1 有	0	給食業務(全面委託)	0 無 1 有	0	清掃	0 無 1 有	0
洗濯	0 無 1 有	0	送迎	0 無 1 有	0	労務委託業務	0 無 1 有	0
会計委託業務	0 無 1 有	1	その他	0 無 1 有	0			

8. 食事の提供状況 ※食事の提供状況について、選択肢より選択してください。

補食の提供	0 無 1 有	1	夕食の提供	0 無 1 有	0
-------	------------	---	-------	------------	---

9. 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

※実施状況の有無について、「0 無」「1 有」を選択してください。

利用者支援事業	0	地域子育て支援拠点事業	0	妊婦健康診査	0
乳児家庭全戸訪問事業	0	養育支援訪問事業	0	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	0
子育て短期支援事業	0	子育て援助活動支援事業	0	一時預かり事業	0
延長保育事業	1	病児保育事業	0	放課後児童クラブ	0
実費徴収に係る補足給付を行う事業	0	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	0	※すべて補助金が出る事業になります。	

※以下の事業につき、実施している場合は利用状況を記入してください。

	年間実施日数	年間延べ利用者数
一時預かり事業	/365・366日	
延長保育事業	266 /365・366日	45
病児保育事業	/365・366日	
放課後児童クラブ	/365・366日	

令和2年度

計 算 書 類

令和 2年 4月 1日
令和 3年 3月 31日

法人名 翔福社会

法人単位資金収支計算書

(自) 令和 2年 4月 1日 (至) 令和 3年 3月31日

第一号第一様式 (第十七条第四項関係)

(単位: 円)

勘定科目		予算	決算	差異	
事業活動による収支	収入	保育事業収入	241,050,000	240,419,950	630,050
		受取利息配当金収入	53,000	54,100	△1,100
		その他の収入	2,623,000	2,625,234	△2,234
		事業活動収入計(1)	243,726,000	243,099,284	626,716
	支出	人件費支出	191,310,800	190,825,570	485,230
		事業費支出	23,140,000	22,737,504	402,496
		事務費支出	11,088,000	10,664,410	423,590
		支払利息支出	67,000	55,898	11,102
		事業活動支出計(2)	225,605,800	224,283,382	1,322,418
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		18,120,200	18,815,902	△695,702
施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入	0	500,000	△500,000
		施設整備等収入計(4)	0	500,000	△500,000
	支出	設備資金借入金元金償還支出	3,068,000	3,068,000	0
		固定資産取得支出	11,188,000	10,982,050	205,950
		その他の施設整備等による支出	35,000	35,000	0
		施設整備等支出計(5)	14,291,000	14,085,050	205,950
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		△14,291,000	△13,585,050	△705,950	
その他の活動による収支	収入	積立資産取崩収入	9,850,000	9,850,000	0
		その他の活動による収入計(7)	9,850,000	9,850,000	0
	支出	積立資産支出	11,477,000	11,572,960	△95,960
		その他の活動による支出	998,000	969,520	28,480
		その他の活動支出計(8)	12,475,000	12,542,480	△67,480
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		△2,625,000	△2,692,480	67,480
	予備費支出(10)		1,296,200	—	1,261,200
		△35,000	—	1,261,200	
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		△57,000	2,538,372	△2,595,372	
前期末支払資金残高(12)		257,000	46,262,421	△46,005,421	
当期末支払資金残高(11)+(12)		200,000	48,800,793	△48,600,793	

予備費支出△35,000円はその他の支出35,000円に充当使用した額である。

法人単位事業活動計算書

(自) 令和 2年 4月 1日 (至) 令和 3年 3月31日

第二号第一様式 (第二十三条第四項関係)

(単位:円)

勘定科目		当年度決算	前年度決算	増減	
サービス活動増減の部	収益	保育事業収益	240,419,950	236,443,700	3,976,250
		サービス活動収益計(1)	240,419,950	236,443,700	3,976,250
	費用	人件費	192,662,736	179,680,743	12,981,993
		事業費	22,885,281	23,960,870	△1,075,589
		事務費	10,937,610	9,284,343	1,653,267
		減価償却費	18,183,486	18,595,834	△412,348
		国庫補助金等特別積立金取崩額	△10,840,540	△11,485,622	645,082
	サービス活動費用計(2)	233,828,573	220,036,168	13,792,405	
	サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	6,591,377	16,407,532	△9,816,155	
サービス活動外増減の部	収益	受取利息配当金収益	54,100	42,053	12,047
		その他のサービス活動外収益	2,625,234	2,426,902	198,332
		サービス活動外収益計(4)	2,679,334	2,468,955	210,379
	費用	支払利息	55,898	72,165	△16,267
			サービス活動外費用計(5)	55,898	72,165
	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	2,623,436	2,396,790	226,646	
	経常増減差額(7)=(3)+(6)	9,214,813	18,804,322	△9,589,509	
特別増減の部	収益	施設整備等補助金収益	500,000	729,000	△229,000
		特別収益計(8)	500,000	729,000	△229,000
	費用	固定資産売却損・処分損	0	4	△4
		国庫補助金等特別積立金積立額	500,000	729,000	△229,000
		特別費用計(9)	500,000	729,004	△229,004
	特別増減差額(10)=(8)-(9)	0	△4	4	
	当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	9,214,813	18,804,318	△9,589,505	
繰越活動増減差額の部		前期繰越活動増減差額(12)	106,362,771	99,058,453	7,304,318
		当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	115,577,584	117,862,771	△2,285,187
		基本金取崩額(14)	0	0	0
		その他の積立金取崩額(15)	9,850,000	0	9,850,000
		その他の積立金積立額(16)	10,600,000	11,500,000	△900,000
		次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	114,827,584	106,362,771	8,464,813

法人単位貸借対照表

令和 3年 3月31日現在

第三号第一様式（第二十七条第四項関係）
（単位：円）

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流 動 資 産	68,455,028	63,207,817	5,247,211	流 動 負 債	28,070,616	25,537,875	2,532,741
現 金 預 金	64,765,286	57,366,509	7,398,777	事 業 未 払 金	1,716,996	1,923,040	△206,044
事 業 未 収 金	755,072	3,952,932	△3,197,860	1年以内返済予定 設 備 資 金 借 入 金 用	2,088,000	3,068,000	△980,000
未 収 金	55,533	290	55,243	未 払 費 用	15,786,998	12,845,988	2,941,010
未 収 補 助 金	979,000	1,005,000	△26,000	職 員 預 り 金	1,858,864	1,945,295	△86,431
立 替 金	1,320,760	365,313	955,447	賞 与 引 当 金	6,619,758	5,755,552	864,206
前 払 費 用	288,000	286,700	1,300	固 定 負 債	34,877,760	35,992,800	△1,115,040
1年以内長期前払費用	291,377	231,073	60,304	設 備 資 金 借 入 金	26,100,000	28,188,000	△2,088,000
固 定 資 産	481,974,678	486,929,915	△4,955,237	退 職 給 付 金 引 当 金	8,777,760	7,804,800	972,960
基 本 財 産	309,789,769	311,275,180	△1,485,411	負 債 の 部 合 計	62,948,376	61,530,675	1,417,701
土 地	21,989,000	21,989,000	0	純 資 産 の 部			
建 物	287,800,769	289,286,180	△1,485,411	基 本 金	31,279,000	31,279,000	0
そ の 他 の 固 定 資 産	172,184,909	175,654,735	△3,469,826	基 本 金	31,279,000	31,279,000	0
建 物	860,501	985,954	△125,453	国 庫 補 助 金 等 特 別 積 立 金	189,312,746	199,653,286	△10,340,540
構 築 物	3,410,500	3,229,108	181,392	国 庫 補 助 金 等 特 別 積 立 金	189,312,746	199,653,286	△10,340,540
車 輛 運 搬 具	2,003,391	3,332,705	△1,329,314	そ の 他 の 積 立 金	152,062,000	151,312,000	750,000
器 具 及 び 備 品	3,856,345	7,942,887	△4,086,542	人 件 費 積 立 金	29,000,000	29,000,000	0
ソ フ ト ウ ェ ア	529,700	885,808	△356,108	修 繕 積 立 金	36,500,000	34,500,000	2,000,000
退 職 給 付 引 当 資 産	8,777,760	7,804,800	972,960	備 品 等 購 入 積 立 金	27,100,000	25,500,000	1,600,000
人 件 費 積 立 資 産	29,000,000	29,000,000	0	保 育 所 施 設 ・ 設 備 整 備 積 立 金	59,462,000	62,312,000	△2,850,000
修 繕 積 立 資 産	36,500,000	34,500,000	2,000,000	次 期 繰 越 活 動 増 減 差 額	114,827,584	106,362,771	8,464,813
備 品 等 購 入 積 立 資 産	27,100,000	25,500,000	1,600,000	次 期 繰 越 活 動 増 減 差 額 (うち当期活動増減差額)	114,827,584	106,362,771	8,464,813
保 育 所 施 設 ・ 設 備 整 備 積 立 資 産	59,462,000	62,312,000	△2,850,000	9,214,813	18,804,318	△9,589,505	
差 入 保 証 金	95,000	60,000	35,000	純 資 産 の 部 合 計	487,481,330	488,607,057	△1,125,727
長 期 前 払 費 用	589,712	101,473	488,239	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	550,429,706	550,137,732	291,974
資 産 の 部 合 計	550,429,706	550,137,732	291,974				

計算書類に対する注記（翔福社会）

1、継続事業の前提に関する注記

該当なし

2、重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等－償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
 - 時価のないもの－総平均法による原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物、構築物、車輜運搬具、器具及び備品並びにソフトウェア－定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金－職員に対する退職金の支給に備えるため、沖縄県社会福祉事業共済会規程による退職給付引当金を計上している。
 - ・賞与引当金－職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込み額のうち当年度に帰属する額を計上している。

3、重要な会計方針の変更

該当なし

4、法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、沖縄県社会福祉事業共済会の退職共済制度による。

5、法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式）
- (2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式）
当法人では、公益事業及び収益事業を実施していないため作成していない。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）
- (4) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア. かりゆし保育園拠点区分（社会福祉事業）
 - 法人本部サービス区分
 - かりゆし保育園サービス区分
 - イ. かりゆし諸見保育園拠点区分（社会福祉事業）
 - かりゆし諸見保育園サービス区分

6、基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	21,989,000	0	0	21,989,000
建物	289,286,180	9,850,000	11,335,411	287,800,769
合計	311,275,180	9,850,000	11,335,411	309,789,769

7、基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8、担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地(基本財産)	4,000,000 円
建物(基本財産)	214,874,181 円
計	218,874,181 円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額含む)	28,188,000 円
計	28,188,000 円

9、有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	385,244,092	97,443,323	287,800,769
建物	3,205,000	2,344,499	860,501
構築物	9,115,932	5,705,432	3,410,500
車輛運搬具	7,959,970	5,956,579	2,003,391
器具及び備品	59,724,993	55,868,648	3,856,345
合計	465,249,987	167,318,481	297,931,506

10、債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

11、満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12、関連当事者との取引の内容

該当なし

13、重要な偶発債務

該当なし

14、重要な後発事象

該当なし

15、その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

支払資金たる前払費用と支払資金から除かれる前払費用とが混在することとなるため、計算書類の明瞭表示の観点から、「1年以内長期前払費用」を追加して表示している。

社会福祉事業区分資金収支内訳表

(自) 令和 2年 4月 1日 (至) 令和 3年 3月31日

第一号第三様式 (第十七条第四項関係)

(単位: 円)

勘定科目		社会福祉法人 翔福社会		合 計	内部取引消去	事業区分合計		
		かりゆし保育園拠点区分	かりゆし諸見保育園拠点区分					
事業活動による収支	収	保育事業収入	127,058,110	113,361,840	240,419,950	0	240,419,950	
	入	受取利息配当金収入	1,162	52,938	54,100	0	54,100	
		その他の収入	1,270,500	1,354,734	2,625,234	0	2,625,234	
		事業活動収入計(1)	128,329,772	114,769,512	243,099,284	0	243,099,284	
	支	出	人件費支出	105,092,877	85,732,693	190,825,570	0	190,825,570
		事業費支出	10,468,669	12,268,835	22,737,504	0	22,737,504	
		事務費支出	4,738,489	5,925,921	10,664,410	0	10,664,410	
		支払利息支出	6,370	49,528	55,898	0	55,898	
		事業活動支出計(2)	120,306,405	103,976,977	224,283,382	0	224,283,382	
		事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	8,023,367	10,792,535	18,815,902	0	18,815,902	
施設整備等による収支	収	施設整備等補助金収入	0	500,000	500,000	0	500,000	
	入	施設整備等収入計(4)	0	500,000	500,000	0	500,000	
		設備資金借入金元金償還支出	980,000	2,088,000	3,068,000	0	3,068,000	
	支	出	固定資産取得支出	357,500	10,624,550	10,982,050	0	10,982,050
		その他の施設整備等による支出	0	35,000	35,000	0	35,000	
		施設整備等支出計(5)	1,337,500	12,747,550	14,085,050	0	14,085,050	
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△1,337,500	△12,247,550	△13,585,050	0	△13,585,050		
その他の活動による収支	収	積立資産取崩収入	0	9,850,000	9,850,000	0	9,850,000	
	入	拠点区分間繰入金収入	98,938	0	98,938	△98,938	0	
		その他の活動による収入計(7)	98,938	9,850,000	9,948,938	△98,938	9,850,000	
		積立資産支出	5,571,200	6,001,760	11,572,960	0	11,572,960	
	支	出	拠点区分間繰入金支出	0	98,938	98,938	△98,938	0
		その他の活動による支出	247,500	722,020	969,520	0	969,520	
		その他の活動支出計(8)	5,818,700	6,822,718	12,641,418	△98,938	12,542,480	
		その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△5,719,762	3,027,282	△2,692,480	0	△2,692,480	
	当期資金収支差額合計(10)=(3)+(6)+(9)	966,105	1,572,267	2,538,372	0	2,538,372		
		前期末支払資金残高(11)	29,165,193	17,097,228	46,262,421	0	46,262,421	
		当期末支払資金残高(10)+(11)	30,131,298	18,669,495	48,800,793	0	48,800,793	

社会福祉業区分事業活動内訳表

(自) 令和 2年 4月 1日 (至) 令和 3年 3月31日

第二号第三様式 (第二十三条第四項関係)

(単位: 円)

勘定科目		社会福祉法人 翔福社会		合計	内部取引消去	事業区分合計		
		かりゆし保育園 拠点区分	かりゆし諸見保育 園拠点区分					
サービス活動増減の部	収益	保育事業収益	127,058,110	113,361,840	240,419,950	0	240,419,950	
		サービス活動収益計(1)	127,058,110	113,361,840	240,419,950	0	240,419,950	
	費用	人件費	106,199,920	86,462,816	192,662,736	0	192,662,736	
		事業費	10,521,542	12,363,739	22,885,281	0	22,885,281	
		事務費	4,877,089	6,060,521	10,937,610	0	10,937,610	
		減価償却費	4,239,858	13,943,628	18,183,486	0	18,183,486	
		国庫補助金等特別積立金取崩額	△1,781,278	△9,059,262	△10,840,540	0	△10,840,540	
	サービス活動費用計(2)	124,057,131	109,771,442	233,828,573	0	233,828,573		
	サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	3,000,979	3,590,398	6,591,377	0	6,591,377		
サービス活動外増減の部	収益	受取利息配当金収益	1,162	52,938	54,100	0	54,100	
		その他のサービス活動外収益	1,270,500	1,354,734	2,625,234	0	2,625,234	
		サービス活動外収益計(4)	1,271,662	1,407,672	2,679,334	0	2,679,334	
	費用	支払利息	6,370	49,528	55,898	0	55,898	
			サービス活動外費用計(5)	6,370	49,528	55,898	0	55,898
			サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	1,265,292	1,358,144	2,623,436	0	2,623,436
		経常増減差額(7)=(3)+(6)	4,266,271	4,948,542	9,214,813	0	9,214,813	
特別増減の部	収益	施設整備等補助金収益	0	500,000	500,000	0	500,000	
		拠点区分間繰入金収益	98,938	0	98,938	△98,938	0	
		特別収益計(8)	98,938	500,000	598,938	△98,938	500,000	
	費用	国庫補助金等特別積立金積立額	0	500,000	500,000	0	500,000	
		拠点区分間繰入金費用	0	98,938	98,938	△98,938	0	
		特別費用計(9)	0	598,938	598,938	△98,938	500,000	
		特別増減差額(10)=(8)-(9)	98,938	△98,938	0	0	0	
	当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	4,365,209	4,849,604	9,214,813	0	9,214,813		
繰越活動増減差額の部		前期繰越活動増減差額(12)	40,774,925	65,587,846	106,362,771	0	106,362,771	
		当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	45,140,134	70,437,450	115,577,584	0	115,577,584	
		基本金取崩額(14)	0	0	0	0	0	
		その他の積立金取崩額(15)	0	9,850,000	9,850,000	0	9,850,000	
		その他の積立金積立額(16)	5,000,000	5,600,000	10,600,000	0	10,600,000	
		次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	40,140,134	74,687,450	114,827,584	0	114,827,584	

社会福祉事業区分貸借対照表内訳表

令和 3年 3月31日現在

第三号第三様式 (第二十七条第四項関係)

(単位:円)

勘定科目	社会福祉法人 翔福社会		内部取引消去	事業区分合計
	かりゆし保育園拠点区分	かりゆし諸見保育園拠点区分		
流動資産	40,978,928	27,476,100	0	68,455,028
現金預金	39,614,802	25,150,484	0	64,765,286
事業未収金	121,893	633,179	0	755,072
未収金	0	55,533	0	55,533
未収補助金	325,000	654,000	0	979,000
立替金	709,560	611,200	0	1,320,760
前払費用	81,000	207,000	0	288,000
1年以内長期前払費用	126,673	164,704	0	291,377
固定資産	167,770,306	314,204,372	0	481,974,678
基本財産	90,915,588	218,874,181	0	309,789,769
土地	17,989,000	4,000,000	0	21,989,000
建物	72,926,588	214,874,181	0	287,800,769
その他の固定資産	76,854,718	95,330,191	0	172,184,909
建物	860,501	0	0	860,501
構築物	659,681	2,750,819	0	3,410,500
車輛運搬具	1,102,513	900,878	0	2,003,391
器具及び備品	3,060,063	796,282	0	3,856,345
ソフトウェア	77,220	452,480	0	529,700
退職給付引当資産	5,574,240	3,203,520	0	8,777,760
人件費積立資産	15,000,000	14,000,000	0	29,000,000
修繕積立資産	6,000,000	30,500,000	0	36,500,000
備品等購入積立資産	5,500,000	21,600,000	0	27,100,000
保育所施設・設備整備積立資産	38,812,000	20,650,000	0	59,462,000
差入保証金	60,000	35,000	0	95,000
長期前払費用	148,500	441,212	0	589,712
資産の部合計	208,749,234	341,680,472	0	550,429,706
流動負債	14,598,400	13,472,216	0	28,070,616
事業未払金	770,916	946,080	0	1,716,996
1年以内返済予定設備資金借入金	0	2,088,000	0	2,088,000
未払費用	9,003,003	6,783,995	0	15,786,998
職員預り金	947,038	911,826	0	1,858,864
賞与引当金	3,877,443	2,742,315	0	6,619,758
固定負債	5,574,240	29,303,520	0	34,877,760
設備資金借入金	0	26,100,000	0	26,100,000
退職給付引当金	5,574,240	3,203,520	0	8,777,760
負債の部合計	20,172,640	42,775,736	0	62,948,376
基本金	31,279,000	0	0	31,279,000
基本金	31,279,000	0	0	31,279,000
国庫補助金等特別積立金	51,845,460	137,467,286	0	189,312,746
国庫補助金等特別積立金	51,845,460	137,467,286	0	189,312,746
その他の積立金	65,312,000	86,750,000	0	152,062,000
人件費積立金	15,000,000	14,000,000	0	29,000,000
修繕積立金	6,000,000	30,500,000	0	36,500,000
備品等購入積立金	5,500,000	21,600,000	0	27,100,000
保育所施設・設備整備積立金	38,812,000	20,650,000	0	59,462,000
次期繰越活動増減差額	40,140,134	74,687,450	0	114,827,584
次期繰越活動増減差額	40,140,134	74,687,450	0	114,827,584
(うち当期活動増減差額)	4,365,209	4,849,604	0	9,214,813
純資産の部合計	188,576,594	298,904,736	0	487,481,330
負債及び純資産の部合計	208,749,234	341,680,472	0	550,429,706

かりゆし保育園拠点区分資金収支計算書

(自) 令和 2年 4月 1日 (至) 令和 3年 3月31日

第一号第四様式 (第十七条第四項関係)

(単位:円)

		勘定科目	予算	決算	差異
事業	収入	保育事業収入	127,175,000	127,058,110	116,890
		委託費収入	116,348,000	116,435,950	△87,950
		利用者等利用料収入	1,588,000	1,487,160	100,840
		利用者等利用料収入(一般)	1,588,000	1,487,160	100,840
		その他の事業収入	9,239,000	9,135,000	104,000
		補助金事業収入(公費)	9,109,000	9,012,300	96,700
		補助金事業収入(一般)	130,000	122,700	7,300
		受取利息配当金収入	3,000	1,162	1,838
		受取利息配当金収入	3,000	1,162	1,838
		その他の収入	1,299,000	1,270,500	28,500
		受入研修費収入	12,000	0	12,000
		利用者等外給食費収入	1,237,000	1,222,500	14,500
		雑収入	50,000	48,000	2,000
		事業活動収入計(1)	128,477,000	128,329,772	147,228
活動	支出	人件費支出	106,201,500	105,092,877	1,108,623
		役員報酬支出	225,000	74,000	151,000
		職員給料支出	34,602,000	34,690,961	△88,961
		職員賞与支出	13,615,000	13,614,323	677
		非常勤職員給与支出	43,418,000	42,743,615	674,385
		退職給付支出	1,023,500	1,023,500	0
		法定福利費支出	13,318,000	12,946,478	371,522
		事業費支出	10,499,000	10,468,669	30,331
		給食費支出	5,540,000	5,503,635	36,365
		保健衛生費支出	170,000	182,590	△12,590
		保育材料費支出	380,000	449,142	△69,142
		水道光熱費支出	2,510,000	2,472,157	37,843
		消耗器具備品費支出	685,000	637,858	47,142
		保険料支出	298,000	297,680	320
		賃借料支出	661,000	714,788	△53,788
		車輛費支出	195,000	190,869	4,131
		雑支出	60,000	19,950	40,050
		事務費支出	4,738,000	4,738,489	△489
		福利厚生費支出	590,000	572,854	17,146
		研修研究費支出	250,000	242,980	7,020
		事務消耗品費支出	140,000	233,533	△93,533
		印刷製本費支出	460,000	439,179	20,821
		修繕費支出	285,000	265,432	19,568
		通信運搬費支出	207,000	183,724	23,276
		会議費支出	13,000	9,922	3,078
		業務委託費支出	616,000	616,000	0
		手数料支出	481,000	464,168	16,832
		土地・建物賃借料支出	1,170,000	1,167,200	2,800
		租税公課支出	56,000	55,400	600
		保守料支出	260,000	306,062	△46,062
		雑支出	210,000	182,035	27,965
支払利息支出	7,000	6,370	630		
支払利息支出	7,000	6,370	630		
事業活動支出計(2)	121,445,500	120,306,405	1,139,095		
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	7,031,500	8,023,367	△991,867	
施設	収入				
	施設整備等収入計(4)	0	0	0	

かりゆし保育園拠点区分資金収支計算書

(自) 令和 2年 4月 1日 (至) 令和 3年 3月31日

第一号第四様式 (第十七条第四項関係)

(単位:円)

勘定科目		予算	決算	差異	
整備等による収支	支	設備資金借入金元金償還支出	980,000	980,000	0
		設備資金借入金元金償還支出	980,000	980,000	0
	出	固定資産取得支出	358,000	357,500	500
		器具及び備品取得支出	358,000	357,500	500
		施設整備等支出計(5)	1,338,000	1,337,500	500
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△1,338,000	△1,337,500	△500	
その他の活動による収支	収	拠点区分間繰入金収入	124,000	98,938	25,062
		拠点区分間繰入金収入	124,000	98,938	25,062
		その他の活動による収入計(7)	124,000	98,938	25,062
	支	積立資産支出	5,475,000	5,571,200	△96,200
		退職給付引当資産支出	475,000	571,200	△96,200
		保育所施設・設備整備積立資産支出	5,000,000	5,000,000	0
		その他の活動による支出	248,000	247,500	500
		長期前払費用支出	248,000	247,500	500
		その他の活動支出計(8)	5,723,000	5,818,700	△95,700
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△5,599,000	△5,719,762	120,762	
	予備費支出(10)	271,500			
		0	—	271,500	
	当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△177,000	966,105	△1,143,105	
	前期末支払資金残高(12)	177,000	29,165,193	△28,988,193	
	当期末支払資金残高(11)+(12)	0	30,131,298	△30,131,298	

かりゆし保育園拠点区分事業活動計算書

(自) 令和 2年 4月 1日 (至) 令和 3年 3月31日

第二号第四様式 (第二十三条第四項関係)

(単位:円)

勘定科目		当年度決算	前年度決算	増減
収 益	保育事業収益	127,058,110	123,750,630	3,307,480
	委託費収益	116,435,950	105,774,320	10,661,630
	利用者等利用料収益	1,487,160	787,260	699,900
	利用者等利用料収益(一般)	1,487,160	787,260	699,900
	その他の事業収益	9,135,000	17,189,050	△8,054,050
	補助金事業収益(公費)	9,012,300	12,708,400	△3,696,100
	補助金事業収益(一般)	122,700	130,650	△7,950
	受託事業収益(公費)	0	4,350,000	△4,350,000
	サービス活動収益計(1)	127,058,110	123,750,630	3,307,480
サ ー ビ ス 活 動 増 減 の 用 部	人件費	106,199,920	97,057,014	9,142,906
	役員報酬	74,000	140,000	△66,000
	職員給料	34,690,961	28,282,344	6,408,617
	職員賞与	10,764,485	8,981,324	1,783,161
	賞与引当金繰入	3,877,443	3,341,600	535,843
	非常勤職員給与	42,743,615	43,121,666	△378,051
	退職給付費用	1,594,700	1,543,820	50,880
	法定福利費	12,454,716	11,646,260	808,456
	事業費	10,521,542	11,408,441	△886,899
	給食費	5,503,635	5,750,029	△246,394
	保健衛生費	182,590	93,124	89,466
	保育材料費	449,142	516,371	△67,229
	水道光熱費	2,472,157	2,456,357	15,800
	消耗器具備品費	637,858	1,226,676	△588,818
	保険料	350,553	343,504	7,049
	賃借料	714,788	694,208	20,580
	車輛費	190,869	215,401	△24,532
	雑費	19,950	112,771	△92,821
	事務費	4,877,089	3,944,098	932,991
	福利厚生費	572,854	654,533	△81,679
	研修研究費	242,980	286,770	△43,790
	事務消耗品費	233,533	137,128	96,405
	印刷製本費	439,179	236,429	202,750
	修繕費	265,432	67,893	197,539
	通信運搬費	183,724	214,681	△30,957
	会議費	9,922	14,767	△4,845
	業務委託費	616,000	609,600	6,400
	手数料	528,968	432,139	96,829
	土地・建物賃借料	1,167,200	720,000	447,200
	租税公課	55,400	56,600	△1,200
	保守料	379,862	331,912	47,950
	雑費	182,035	181,646	389
	減価償却費	4,239,858	4,507,665	△267,807
減価償却費	4,239,858	4,507,665	△267,807	
国庫補助金等特別積立金取崩額	△1,781,278	△2,510,278	729,000	
国庫補助金等特別積立金取崩額	△1,781,278	△2,510,278	729,000	
サービス活動費用計(2)	124,057,131	114,406,940	9,650,191	
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	3,000,979	9,343,690	△6,342,711	
サ ー ビ ス 益	受取利息配当金収益	1,162	1,476	△314
	受取利息配当金収益	1,162	1,476	△314
	その他のサービス活動外収益	1,270,500	1,176,250	94,250
	利用者等外給食収益	1,222,500	1,150,250	72,250

かりゆし保育園拠点区分事業活動計算書

(自) 令和 2年 4月 1日 (至) 令和 3年 3月31日

第二号第四様式 (第二十三条第四項関係)

(単位:円)

勘定科目		当年度決算	前年度決算	増減	
活動外増減の部	雑収益	48,000	26,000	22,000	
	サービス活動外収益計(4)	1,271,662	1,177,726	93,936	
	費用	支払利息	6,370	19,110	△12,740
		支払利息	6,370	19,110	△12,740
		サービス活動外費用計(5)	6,370	19,110	△12,740
		サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	1,265,292	1,158,616	106,676
経常増減差額(7)=(3)+(6)		4,266,271	10,502,306	△6,236,035	
特別増減の部	収益	施設整備等補助金収益	0	729,000	△729,000
		施設整備等補助金収益	0	729,000	△729,000
		拠点区分間繰入金収益	98,938	120,577	△21,639
		拠点区分間繰入金収益	98,938	120,577	△21,639
		特別収益計(8)	98,938	849,577	△750,639
	費用	固定資産売却損・処分損	0	4	△4
		器具及び備品売却損・処分損	0	3	△3
		その他の固定資産売却損・処分損	0	1	△1
		国庫補助金等特別積立金積立額	0	729,000	△729,000
		国庫補助金等特別積立金積立額	0	729,000	△729,000
		特別費用計(9)	0	729,004	△729,004
		特別増減差額(10)=(8)-(9)	98,938	120,573	△21,635
	当期活動増減差額(11)=(7)+(10)		4,365,209	10,622,879	△6,257,670
	繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)	40,774,925	31,652,046	9,122,879
当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)		45,140,134	42,274,925	2,865,209	
基本金取崩額(14)		0	0	0	
その他の積立金取崩額(15)		0	0	0	
その他の積立金積立額(16)		5,000,000	1,500,000	3,500,000	
保育所施設・設備整備積立金積立額		5,000,000	1,500,000	3,500,000	
		次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	40,140,134	40,774,925	△634,791

かりゆし保育園拠点区分貸借対照表

令和 3年 3月31日現在

第三号第四様式（第二十七条第四項関係）

（単位：円）

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流 動 資 産	40,978,928	37,853,658	3,125,270	流 動 負 債	14,598,400	12,868,092	1,730,308
現 金 預 金	39,614,802	34,881,081	4,733,721	事 業 未 払 金	770,916	990,737	△219,821
事 業 未 収 金	121,893	2,332,314	△2,210,421	1年以内返済予定 設備資金借入金	0	980,000	△980,000
未 収 金	0	290	△290	未 払 費 用	9,003,003	6,760,335	2,242,668
未 収 補 助 金	325,000	417,000	△92,000	職 員 預 り 金	947,038	795,420	151,618
立 替 金	709,560	0	709,560	賞 与 引 当 金	3,877,443	3,341,600	535,843
前 払 費 用	81,000	81,000	0	固 定 負 債	5,574,240	5,003,040	571,200
1年以内長期前払費用	126,673	141,973	△15,300	退 職 給 付 金 引 当 金	5,574,240	5,003,040	571,200
固 定 資 産	167,770,306	166,010,137	1,760,169	負 債 の 部 合 計	20,172,640	17,871,132	2,301,508
基 本 財 産	90,915,588	93,242,423	△2,326,835				
土 地	17,989,000	17,989,000	0	純 資 産 の 部			
建 物	72,926,588	75,253,423	△2,326,835	基 本 金	31,279,000	31,279,000	0
そ の 他 の 固 定 資 産	76,854,718	72,767,714	4,087,004	基 本 金	31,279,000	31,279,000	0
建 物	860,501	985,954	△125,453	国 庫 補 助 金 等 特 別 積 立 金	51,845,460	53,626,738	△1,781,278
構 築 物	659,681	775,924	△116,243	国 庫 補 助 金 等 特 別 積 立 金	51,845,460	53,626,738	△1,781,278
車 輛 運 搬 具	1,102,513	1,887,391	△784,878	そ の 他 の 積 立 金	65,312,000	60,312,000	5,000,000
器 具 及 び 備 品	3,060,063	3,504,772	△444,709	人 件 費 積 立 金	15,000,000	15,000,000	0
ソ フ ト ウ ェ ア	77,220	161,460	△84,240	修 繕 積 立 金	6,000,000	6,000,000	0
退 職 給 付 引 当 資 産	5,574,240	5,003,040	571,200	備 品 等 購 入 積 立 金	5,500,000	5,500,000	0
人 件 費 積 立 資 産	15,000,000	15,000,000	0	保 育 所 施 設 ・ 設 備 整 備 積 立 金	38,812,000	33,812,000	5,000,000
修 繕 積 立 資 産	6,000,000	6,000,000	0	次 期 繰 越 活 動 増 減 差 額	40,140,134	40,774,925	△634,791
備 品 等 購 入 積 立 資 産	5,500,000	5,500,000	0	次 期 繰 越 活 動 増 減 差 額	40,140,134	40,774,925	△634,791
保 育 所 施 設 ・ 設 備 整 備 積 立 資 産	38,812,000	33,812,000	5,000,000	（うち当期活動 増 減 差 額）	4,365,209	10,622,879	△6,257,670
差 入 保 証 金	60,000	60,000	0				
長 期 前 払 費 用	148,500	77,173	71,327	純 資 産 の 部 合 計	188,576,594	185,992,663	2,583,931
資 産 の 部 合 計	208,749,234	203,863,795	4,885,439	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	208,749,234	203,863,795	4,885,439

計算書類に対する注記（かりゆし保育園拠点区分）

1、重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・満期保有目的の債券等－償却原価法（定額法）
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法
 - 時価のないもの－総平均法による原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・建物、構築物、車輛運搬具、器具及び備品並びにソフトウェア－定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金－職員に対する退職金の支給に備えるため、沖縄県社会福祉事業共済会規程による退職給付引当金を計上している。
 - ・賞与引当金－職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込み額のうち当年度に帰属する額を計上している。

2、重要な会計方針の変更

該当なし

3、採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、沖縄県社会福祉事業共済会の退職共済制度による。

4、拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) かりゆし保育園拠点計算書類（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）
- (3) 拠点区分資金収支明細書（別紙3(㊸)）
- (2) 拠点区分事業活動明細書（別紙3(㊹)）は省略している。
- (4) かりゆし保育園拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア. 法人本部サービス区分
 - イ. かりゆし保育園サービス区分

5、基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	17,989,000	0	0	17,989,000
建物	75,253,423	0	2,326,835	72,926,588
合計	93,242,423	0	2,326,835	90,915,588

6、基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7、担保に供している資産

該当なし

8、有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。
(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	117,517,000	44,590,412	72,926,588
建物	3,205,000	2,344,499	860,501
構築物	4,907,834	4,248,153	659,681
車輛運搬具	4,699,870	3,597,357	1,102,513
器具及び備品	30,923,817	27,863,754	3,060,063
合計	161,253,521	82,644,175	78,609,346

9、債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10、満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11、重要な後発事象

該当なし

12、その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

支払資金たる前払費用と支払資金から除かれる前払費用とが混在することとなるため、計算書類の明瞭表示の観点から、「1年以内長期前払費用」を追加して表示している。

法人役員名簿

役員名	氏名
理事長	喜屋武 恵子
理 事	志喜屋 英子
理 事	津波古 洋子
理 事	喜屋武 央
理 事	松島 雅子
理 事	久高 由紀子
監 事	花城 清喜
監 事	儀保 和美
評議員選任解任委員	花城 清喜
評議員選任解任委員	儀保 和美
評議員選任解任委員	高嶺 千恵

評議員名簿

金城 敏廣
与那嶺 マサ子
志多伯 洋子
比嘉 定善
與那嶺 清美
上原 悦子
宜野座 哲

社会福祉法人翔福社会

定 款

社会福祉法人 翔福社会 定款

第一章 総則

(目的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、地域社会に根差した保育を永久的に提供し、子どもの最善の利益を追求することにより、子ども達が安心して生活することで、心身ともに健やかに育成されることを目的とし、次の社会福祉事業を行う。

第 2 種社会福祉事業

- (イ) かりゆし保育園の経営
- (ロ) かりゆし諸見保育園の経営

(名称)

第 2 条 この法人は社会福祉法人 翔福社会という。

(経営の原則等)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取り組みとして、子育て世帯を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を沖縄県沖縄市泡瀬 1 丁目 16 番 9 号に置く。

第二章 評議員

(役員の数)

第 5 条 この法人に評議員 7 名を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。
- 2 評議員選任・解任委員会は、監事 2 名、外部委員 1 名の合計 3 名で構成する。
 - 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
 - 4 理事長は、選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に対して説明しなければならない。
 - 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の全員が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の賛成を条件とする。

(評議員の資格)

- 第 7 条 社会福祉法第 40 条第 4 項及び第 5 項を厳守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか 1 人及びその親族その他特殊関係がある者（租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第 6 項第 1 号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数の（現在数）3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の権限)

- 第 8 条 評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 2 次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした評議員は、社会福祉法第 30 条に規定する沖縄市長の許可を得て、評議員会を招集することができる。
 - (1) 前項の規定による請求後遅滞なく召集の手続きが行われない場合
 - (2) 前項の規定による請求があった日から 6 週間以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合
 - 3 評議員は、理事長に対し、一定の事項を評議員会の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日から 4 週間前までにしなければならない。
 - 4 評議員は、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。ただし、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の 3 分の 1 以上の賛成を得られなかった日から 3 年を経過していない場合は、この限りではない。
 - 5 評議員は、評議員会及び理事会の議事録について、この法人の業務時間内に

においては、いつでもこれの閲覧又は謄写を請求することができる。

- 6 評議員は、会計帳簿、各会計年度に係る計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）、事業報告書及びこれらの附属明細書並びに監査報告書について、この法人の業務時間内においては、いつでもこれの閲覧又は、謄写を請求することができる。
- 7 評議員は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することのできない損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

（評議員の任期）

- 第 9 条 評議員の任期は、選任後 6 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任はこれを妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
 - 3 評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

- 第 10 条 評議員に対して、1 人当たり各年度の総額が 30,000 円を超えない範囲で評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第三章 評議員会

（構成）

- 第 11 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

- 第 12 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額

- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 事業計画及び収支予算
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (9) 基本財産の処分
- (10) 社会福祉充実計画の承認
- (11) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (12) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 13 条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 カ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

（招集）

第 14 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員から、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集の請求があった場合は、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。
- 3 次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした評議員は、沖縄市長の許可を得て、評議員会を招集することができる。
 - (1) 前項の規定による請求後遅滞なく召集の手続きが行われない場合
 - (2) 前項の規定による請求があった日から 6 週間以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合
- 4 評議員の全員の同意があるときは、召集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。

（議長）

第 15 条 評議員会に議長を置く。

- 2 議長は評議員会の開催の都度、出席した評議員により互選する。

（決議）

第 16 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除

- く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定に関わらず、次の決議は、決議についての特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもっておこなわなければならない。
- (1) 監事の解任
 - (2) 役員等の法人に対する損害賠償責任の一部免除
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) 合併
- 3 前二項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議については、その定める特別の割合に当たる多数をもって行う。
理事、監事、又は評議員が、その任務を怠ってこの法人に損害を与えた場合の賠償責任を免除するときは、評議員全員の同意
- 4 理事、又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。
- 5 理事又は監事の候補者の合計数が第18条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者のうちで、得票数の多い者から順に、定数の枠に達するまで選任する。
- 6 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第17条 評議員の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第四章 役員及び職員

(役員の数)

- 第18条 この法人には、次の役員を置く。
- (1) 理事 6名
 - (2) 監事 2名

- 2 理事のうち 1 名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、1 名を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第 19 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の同意を得なければならない。
- 3 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

第 20 条 社会福祉法第 44 条第 6 項を厳守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

- 2 社会福祉法第 44 条第 7 項を厳守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎会計年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 4 理事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合に、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として法令で定める場合は、この限りではない。
- 5 理事長以外の理事は、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 6 前項の規定による請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が

発せられない場合は、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(監事の職務及び権限)

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 4 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 5 監事は、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 6 前項の規定による日があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。
- 7 監事は、理事長が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令等に定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を評議員に報告しなければならない。
- 8 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは、定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。
- 9 この法人が理事（理事であった者を含む。以下この条件において同じ。）に対し、又は理事がこの法人に対して訴えを提起する場合は、当該訴えについては、監事がこの法人を代表する。
- 10 監事は、評議員会において、監事の報酬等について意見を述べることができる。
- 11 監事は、次の事項についてこの法人に対し請求することができる。

(1) 費用の前払い請求

(2) 支出した費用及び支出日以降におけるその利息の償還の請求

(3) 負担した責務の債権者に対する弁済の請求

- 12 監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合に、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として法令で定める場合は、この限りではない。

(役員任期)

第 23 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第 18 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 24 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 25 条 理事に対して、一人当たり各年度の総額が 30,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給する。

- 2 監事に対して、一人当たり各年度の総額が 50,000 円を超えない範囲で、評議員会において監事について算定した額を報酬等として支給する。

(取引の制限)

第 26 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人が理事の職務を保障することその他理事以外の者との間におけるこの法人と当該理事との利益が相反する取引
- 2 前項に掲げる取引をした理事は、その取引の重要な真実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(職員)

第 27 条 この法人に職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第 28 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会において定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第 30 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事又は監事から理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集の請求があった場合は、理事長がこれを招集する。
- 4 次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした理事又は監事が理事会を招集する。

前項の規定による請求があった日から 5 日以内に、その請求があった 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない

場合。

- 5 理事会を招集するものは、理事会開催の1週間前までに、各理事及び各監事に対して、その通知を発しなければならない。
- 6 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、召集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第31条 理事会に議長を置く。

- 2 理事会の議長は、法令に特段の定めがある場合を除き、理事長がこれにあたる。
- 3 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、理事会に出席した理事の互選により議長を選出する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を示したとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第34条 この法人の資産はこれを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 沖縄県沖縄市泡瀬一丁目16番9所在のかりゆし保育園 敷地 (326.62 m²)

(2) 沖縄県沖縄市泡瀬一丁目16番10所在のかりゆし保育園 敷地 (326.63 m²)

(3) 沖縄県沖縄市泡瀬一丁目 16 番 10、16 番 9 所在のかりゆし保育園建物
鉄筋コンクリート 陸屋根 2 階建 床面積 1 階 282.2 m² 2 階 190.66 m²

(4) 沖縄県沖縄市諸見里一丁目 52 番地 2、45 番地、45 番地 2、52 番地
所在のかりゆし諸見保育園建物鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建
床面積 1 階 324.10 m² 2 階 539.94 m² 3 階 60.55 m²

(5) 沖縄県沖縄市諸見里一丁目 45 番所在のかりゆし諸見保育園 敷地 (288 m²)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げる
ため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 35 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の
3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を得て、沖縄市長の承認を
得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、沖縄
市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機
構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて
行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する
融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対
して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 36 条 この法人の資産は、理事会において定める方法により、理事長が管
理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社
に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第 37 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始
の日の前日までに、理事長が作成し理事総数の 3 分の 2 以上の同
意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する
場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 38 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後 3 月以内に、理事長が次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 39 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 40 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 41 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利

の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の同意及び評議員の承認を受けなければならない。

第七章 解散

(解散)

第42条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産帰属)

第43条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第八章 定款の変更

(定款の変更)

第44条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、沖縄市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を沖縄市長に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、社会福祉法人翔福社会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第46条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	當眞 嗣永
理 事	喜屋武 恵子
〃	喜屋武 盛基
〃	池宮城 定雄
〃	志堅原 盛光
〃	喜名 節子
監 事	花城 清喜
〃	儀保 和美

附 則

この定款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この定款は、令和 2 年 7 月 31 日から施行する